

意見書案提出書

米の需給安定対策に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年12月10日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、関係行政庁へ要望する必要がある。

米の需給安定対策に関する意見書

米の需給等をめぐる情勢は、25 年産古米の持ち越しが 20 万トン程度となり、26 年産米も 9 月 15 日現在の作柄が全国 101 となったほか、過剰作付分が 14 万トンとなるなど、27 年 6 月末民間在庫が 232 万トンと予想され、過去 10 年間で最大水準の需給緩和状況となることが懸念されます。

こうした中で本年度から新農政がスタートしたものの、米直接支払交付金が半減されたほか、米価変動補填交付金の廃止に加え、米穀機構の財源もなくなるなど、改革初年度目から出来秋以降の米の販売環境が極めて深刻な状況にあります。

このような深刻な状況下、即効的需給改善が求められるのに対し、国が先般示した「来秋まで保管する」程度ではその実効性に乏しく、米価下落による本県農業及び稲作農家の経営、ひいては地域経済への甚大な影響が危惧されます。

よって、国においては、即効的需給改善対策と将来にわたって継続安定的な稲作経営を展望できる対策を講じるよう、下記事項について強く要望します。

1 平成 26 年産米にかかる緊急対策

米価下落が本県農業及び稲作農家の経営はもとより、地域経済に与える影響に鑑み、早急に即効的な米の需給改善対策が必要である。

よって、先般、国が示した「来秋まで保管する」に止まらず、備蓄米としての政府買い上げ、飼料用米への転用など、26 年産米の過剰米対策として、より明確な市場隔離対策を講ずること。

2 米の需給と価格の安定対策

米の需給と価格の安定を図るため、政府備蓄米の柔軟な買入・売渡の仕組み等の措置、飼料用米の取り組みを本格化させるための環境整備の拡充や飼料用米制度の弾力的な運用等、将来にわたる継続的出口対策や米による生産調整に安定的に取り組める仕組みを構築すること。

3 米価変動に対応した経営安定対策

米価の下落と低迷が懸念される中、生産調整に取り組む全ての稲作農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望でき、経営の安定化により創意工夫を生かした経営を展開できるよう、米価変動に対応しうる十分なセーフティネット等経営安定対策を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

横手市議会議長 木村 清貴

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
外務大臣	岸田 文雄 様
農林水産大臣	西川 公也 様
経済産業大臣	宮沢 洋一 様

意見書案提出書

農協改革に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年12月10日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

J A及びJ Aグループに対する画一的制約等は避け、適切な政策を講じることについて、関係行政庁へ要望する必要がある。

農協改革に関する意見書

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しました。

これまで、本市におけるJAは、地域に根ざした農畜産物の生産振興にあたり、県内随一の複合産地を形成するなど、本市の農業振興において重要な役割を担っております。

また、JAは地域の重要な経済機関として山間地を含め地域内に広く金融サービスを提供するほか、子育て支援、予防を主体とした健康推進や高齢者への福祉を提供するなど、本市の健康福祉行政においても重要な役割を担っております。

JAグループは政府の改革提案を受け、これまでの事業・運営を見直すとした改革方向を決定し、地域に根ざし持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会実現を目指すとした基本姿勢は市行政の目指すところでもあり、本市としてはこの改革内容を高く評価するとともに、今後は国が傾注する「地域創生」への貢献も期待するところです。

よって、国においては、JA並びにJAグループに対する画一的制約等は避け、適切な政策を講じるよう、下記事項について強く要望します。

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは、組合員が出資・運営し自らが必要とする事業を利用することを目的とする協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。
- 4 自立したJAの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

横手市議会議長 木村 清貴

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
外務大臣	岸田 文雄 様
農林水産大臣	西川 公也 様
経済産業大臣	宮沢 洋一 様

意見書案提出書

専ら被保険者の利益のための年金積立金の 安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年12月10日

提出者
賛成者

高橋和樹	佐藤徳雄	立身万千子
斎藤勇	小野正伸	遠藤忠裕
土田百合子	寿松木孝	播磨博一
青山豊	加藤勝義	本間利博
菅原正志	土田祐輝	佐藤清春
佐藤忠久	佐々木喜一	佐藤誠洋
高橋聖悟	齋藤光司	菅原恵悦
佐々木誠		

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用について、国会及び関係行政庁へ要望する必要がある。

専ら被保険者の利益のための年金積立金の 安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活している。また、秋田県をはじめとする高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めているが、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになる。

よって、国においては、こうした現状をかんがみ、下記事項について実現するよう強く要請する。

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため行わないこと。
- 3 年金積立金管理運用独立行政法人において、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

横手市議会議長 木村 清貴

衆議院議長	伊吹 文明 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様

意見書案提出書

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年12月10日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を図ることについて、国会及び関係行政庁へ要望する必要がある。

議会議案第15号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本県の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保や地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、高齢化に伴う林業労働力の減少などにより、森林の維持管理が十分に行われなため、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、国では、「森林・林業基本計画」を見直し、平成32年の木材自給率を50%以上に引き上げる目標を掲げ、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していくこととしている。

本県では、平成21年度以降、国の補助金により造成した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、公共施設等への木材利用の促進など、林業経営の高度化や森林資源の利活用に向け、地域の様々な取組を支援してきたところである。

また、将来の本県林業を担う技術者を養成するため、平成27年4月からは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を開講することとしている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎えることから、こうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の利活用を促進し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現し、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を図るよう強く要望する。

- 1 森林の整備から木材の利用促進に至る地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」を継続、またはこれに代わる恒久的な支援制度を創設すること。
- 2 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林整備を推進するための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

横手市議会議長 木村 清貴

衆議院議長	伊吹 文明	様
参議院議長	山崎 正昭	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
財務大臣	麻生 太郎	様
農林水産大臣	西川 公也	様
環境大臣	望月 義夫	様